

## 第4回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会

会議録(要旨)

日 時 平成24年11月28日(水)

18時00分～20時30分

会 場 総合保健センター2階健康教育室

## 1 出席者

### (1) 委員 18人

藤井委員，大江委員，三浦委員，森越委員，亀井委員，小松委員，阿部委員，  
小林雄司委員，青田委員，長谷委員，数又委員，野村委員，加藤委員，  
横山委員，水戸委員，小原委員，小林幹二委員，武田委員  
(欠席：木村委員)

### (2) 事務局 7人

子ども未来部 岡崎部長，佐藤課長，柴田課長，船水課長，加藤課長，  
小林主査，宮越主任主事

## 2 配付資料（当日配付）

### (1) 各委員からの子ども条例に関する考え方や意見について

## 3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

### 1 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。お寒い中，お忙しい中出席くださりまして有り難うございます。今回藤井委員長の機転でおもしろい新鮮な気持ちで会議に入れると思います。今年最後の検討委員会の会議となります。これまで3回の会議を経験してまいりましたが，既に条例を制定している他都市の状況ですとか，当市の子どもの取り巻く状況などについて資料を提示しご説明をしたところであります。本日4回目会議からは藤井委員長はじめ何人かの委員の皆様から子どもの育成ですとか，子育て支援に関わってそれぞれのお考えを発表してもらおうこととなっております。これまでも皆様からのご発言を頂いておりますが，その場のやりとりだけでは十分に伝えきれなかったり，場合によっては誤解をあたえることもあります。ご自分のお考えを文字にして表してみますと，考えがまとまって伝えやすくなるのではないかと考えております。皆様のプレゼンを繋ぎ合わせますと函館市の子どもを取り巻く現状と課題など取り組むべき方向が見えてくるのではと思いますし，皆様方のお考えも伝わってくると思われれます。函館市すべての子ども達を包み込めるようなそんな条例をイメージしながら協議が一個づつ熟していけるようご期待申し上げまして本日も宜しくお願ひいたします。

### 2 開会

【委員長】 〈開会宣言〉

### 3 第4回会議録について

【事務局】 第4回子ども条例制定検討委員会会議録につきまして，ご説明致します。既に委員の皆様のお手元には事前に配布をしております。前回同様委員の

皆様の発言の趣旨を要旨といった形で取りまとめをしております。特に大きく発言の内容に変更がなければこの形でもってご承認をしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

**【委員長】** 事務局から会議録の説明がありましたが、ご質問ご意見がありましたらお願いします。

なしということですので、このままホームページへアップをお願いします。

#### 4 議事

**【委員長】** それでは、議事に入りたいと思います。今回から各委員からの子ども条例に関する考えや意見をだいたい15分位を目途に話していただきます。

全員ではないですが、今回は長谷委員と森越委員と私の3人で話しをさせていただくこととなります。順番ですが、長谷委員が1番目で次に森越委員、最後に私ということによろしいですか。10分位になったら、事務局から合図があります。その後で質疑応答を行いたいと思います。

**【長谷委員】** 本日は貴重な発言の機会をいただき有り難うございます。大事な発言を皆様に理解していただけるか私も不安でしたので、皆様方に資料として差し上げさせていただきました。3枚の資料となりますが、上の2枚は東富岡町会のいじめ問題の取り組み報告ということで参考資料となります。

私は函館市町会連合会を代表いたしまして、この委員会に参加しておりますが、私個人は東富岡町会の役員を兼ねております。東富岡町会では、5年前に高校生が中学時代の同級生7人に公園で激しい暴行を受け、死亡するという大変悲しいショッキングな事件が起きました。また、前年にも母親へのDVを続ける父を高校生が殺害するという事件がありました。身近なところで、このような事件が立て続けに起きたことについて、私たち町会自治を組織するものとして、健全な町づくりのために今までにない取り組みをしなければならぬと考えました。色々な議論の末に東富岡町会では、いじめ虐待防止委員会といじめ虐待相談室をスタートし、毎年8月の高校生の死亡日の日を「いじめを無くする決意の日」として活動を行っています。

ただ、いじめや虐待の問題は一町会だけではなく大変大きな問題であることから、昨年から函館市町会連合会でも取り上げていただいております。そこから全市的な取り組みに発展させたいと願っております。そこで全市の町会の方々や市民の方々にも関心を持ってもらうこと、そして解決のための具体的な行動を取りやすくすることなどを目的に、子どものための条例にぜひいじめや虐待をなくしていくための具体的な取り組み方について明記して欲しいと要望しております。既に工藤市長には、昨年11月に要望書をお渡ししており、今年度から始まった子ども条例制定検討委員会の開催趣旨にも、私たち町会連合会の要望が反映していると確信しております。

さらに子ども条例策定にあたり、委員会設置要綱第6条第3項に委員会が必要に応じ、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができるとあることから、ぜひ東富岡町会をその関係者の一つとしてお考えいただき機会を与えてくださいますよう心から希望しております。近年の少子高齢化を考えれば、函館市のすべての子どもが大切です。すべての子どもが親からの惜しみない愛情をうけること、そして町会などの地域社会や学校などの教育機関がすべての子どもが健全に育つための環境をつくること。そこにいじめや虐待などの障害があればそれを撤去すること。そのことを確実に実行していくことができる条例であってほしいと私は願っております。

以上私の発言でございます。

宜しくお願い致します。

**【委員長】** それでは、質疑応答に入りたいと思います。どなたかありませんか。

**【阿部委員】** 今発表していただいたとおり、東富岡町会が中心となってこういう運動を立ち上げており、とても素晴らしい活動だと思います。

**【委員長】** 事件そのものについてのご質問はないですか。

ご意見などでも感想でもありませんか。

**【小林幹二委員】** 今いろいろなところでいじめに関わってどうしても学校や行政等で多く語られていますが、本来的にはそこだけではなく、縦と横の関係で地域や保護者の人達、学校や行政が一体となって手を結びながら関わることがなければ、なかなか解消されていかない。僕はこのように解釈しています。こういった点では、富岡の取り組みというのは、他に類のない取り組みだと思います。地域で不幸にして起きた事件を契機にして、町会でそれに取り組むということは、凄いと僕は思っております。願わくはこの取り組みが全市的に町会で浸透していくことがもっと良くなることだという考えを持っている。

実は昨日、市内の小学生と中学生と函館高校の生徒を含めて、いじめ撲滅の集会がありました。中学校の生徒協議会の子ども達が全市5ブロックくらいに分かれているんですが、それぞれブロックごとの取り組みを発表しておりました。それぞれのブロックごとに撲滅の取り組みにあたって、それぞれの学校に持ち帰って何ができるかを議論して、それを実践している。ある学校の資料ですが、そこでは、生徒達が生の声を拾うアンケートを取っている。もの凄くリアルに答えている。例えば、私はそういうのを見ても私は関わるのが嫌だから関わりませんと答えている。私も絶対いじめられるから見て見ない振りをする。それを生徒自身がまとめる。それから自分達の学校の課題をどうするか凄く奥の深い取り組みをしていると感じました。そういう点では心強いと思いましたが、心が熱くなる取り組みでした。その中で子ども達がアンケートに答える中身について、やはり自問自答している。重みのある取り組みだと感じましたし、このことは市民の皆様にもアピールした方が良くと思いました。

**【野村委員】** 大変貴重な取り組みありがとうございます。本当に凄く取り組みだと感

心しております。それに関連する感想と3点ほど今後の委員会の取り組みについて、今長谷委員から関係者の参加によるといった話がでましたので、条例制定に係わる問題提起をさせていただきます。まず、いじめ問題に対する深刻さというもの社会全体がどれだけ真剣に考えているのか。認識の共有が必要ではないかと思えます。文科省がいじめの実態調査を行い全国集計を出しているが、いじめ認識に地域差があり160倍の差がある。同じ調査項目なのに報告件数がまったく都道府県によって違う。やはり調査する側の意識の違いが問われるのではないか。これは「平成23年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上諸問題に関する調査」。学校の先生方は御存知の大変重要なデータなんですが、例えば、小中高校生の1,000人当たりの認知件数を集計した結果、九州の佐賀県で1,000人当たり0.9件、一方同じ熊本県で32.9件の報告です。こんなに差があること自体、調査するものがきちっとした調査をしていないのではないかと疑われる。そして、鹿児島県が1,000人当たり2.0件、全体で395件の報告です。今回の新聞記事ですとそこから78倍の報告がなされている。ですから、調査する側の姿勢・視点これが厳しく問われるということが、この記事から伺われます。次に10月10日の記事ですが、「いじめ調査に探偵依頼」とあります。保護者が探偵者にいじめ調査を依頼している。これを見て過剰反応で親がそこまでやるのかと思うのか、そこまで親御さんが追い詰められている、大変なことなんだと、私どもが子どもの取り巻く状況を受けとめるのかということの姿勢ですね。中身は省略しますが、子どものいじめの兆候を察知した両親が相談しても取り合ってくれないので、探偵業者に依頼したという記事です。いじめられてる子どもの荷物に録音機を忍ばせ、尾行するのが中心なんだそうです。すべてのいじめの証拠を掴むことができ、それを持ち込んで初めていじめの対応が取り組まれた報告なんです。そこまで親御さんは非常に厳しい状況にあるといった認識が必要である。我々自身、危機感を持ってこの問題に望む必要がある。まして、子ども条例は子どもの健全な発達や成長を作っていくことが子ども条例の一番の目的なはずですから、当然いじめや虐待は人権、生命を脅かす大変重大な事件です。この問題に触れない条例は、私はあり得ないと思う。何らかの形でいじめ・虐待に対する対応ということをこの条例の中に盛り込んでいただきたいということは、まったく長谷委員と共感しますし同意見です。この委員会については、今後いろんなテーマについて深く議論していくわけですが、ぜひこのいじめとか虐待に対してどういう取り組みが必要かを議論したり、関係者を含めた勉強会なり検討会を集中的に議論できる委員会をもし1回持っていただければ、大変有り難いと思えます。その時はぜひ東富岡町会のみなさんにも来ていただいて、具体的な取り組みや事例についてご教示願いたいと思えます。

最近、新聞で可児市でいじめ防止条例を作ったんですが、みなさん御存知だと思いますが、教育現場にまかすだけではなく、社会全体での課題だ

ということで、全国で初めて子どものいじめ防止条例を作りました。もし可能であれば、どのような条例が事務局で用意していただきたいと思いません。

次に国のいじめ自殺対策の大綱これが8月に発表されていますが、その中で児童や生徒の自殺でいじめが原因の可能性があり、教育委員会や学校による調査に限界がある場合、第三者調査による実態把握が必要と盛り込まれています。いじめへの対応は我々にも求められているのではないかと思います。何らかの第三者が関わるような調査検討機関なり、札幌市の子どもの権利条例で救済機関というものを作っている、この救済機関がいじめ対策に一定の効果を上げている。具体的にいじめや虐待に対して、理念だけではなく、どういう対策を講じて対処をしていくかまで、なんらかの形で、子ども条例に反映していけばより実効性のある条例になっていくのではないかと思います。

**【委員長】** 具体的な今後への提案がありました。いじめ・虐待に特化した検討会についてなどでした。岐阜県の可児市の情報をお願いします。

**【事務局】** 今回の会議に提出させていただきたいと思えます。

**【委員長】** 大綱があるということで、具体をということでこれから議論することとなると思えます。それでは、長谷委員有り難うございます。続いて森越委員をお願いします。

**【森越委員】** 私は弁護士として、今までいろんな刑事事件に関わっておりまして、実は数年前19歳の暴走族のトップをやっていた男が大沼のある車屋さんからオートバイを盗んで、パトカーとカーチェイスをやって逃げ回っていたんですが、最後には、5号線の松の木に激突して捕まった。幸いさほど怪我はたいしたことはなかった。彼は南茅部の方の漁村の息子で、昔でいえばガキ大将で勉強もほとんどしない。でもリーダー的な存在で、まとめ役、ガキ大将的な存在だった。結構スポーツマンであって力もあった。その子は勉強しないものだから、あるレベルの学校には到底入れないということで、郊外の専門の高校に入った。1学期に入って、この学校の先生すべてがそういう意識を持っていたとは思われませんが、ある授業の中で、先生におまえらみたいなできの悪い奴みたいな言われ方をしたんですね。という意識がその先生にはあったのかもしれませんが、とにかくうちに入ってくるのは中部でもラサールでもないし、函館高校でもない。一番下のランクの学校だといった先生方もそういう意識はあったのか、入ってきた子ども達にもそういう対応をしていた。でもその子は、とってもしそういう扱いに耐えられなくて数名で夏休み前に職員室に殴り込みに入ったんですね。当然退学になり、先生にも怪我させて、退学になったので家にも帰れない状態になり、結局暴走族仲間とつき合うようになって、でももともと力のある男なものだから、みるみる頭角を現して、まもなく暴走族のトップになった。トップにたつたがお金もないし車もないし、自分の車が欲しいためにオートバイを盗んでしまった訳なんです。私はその中で中学校時代に

子ども達がある基準でもってランク付けをされていってしまう。そういうことについて子ども達自身が心を痛めている。お前はここにしかもう入れない。お前はここまでいける。お前はがんばればこうなる。もう勉強しない子は、高校に行くとしたら最低ランクのところにはしかいけない。私は弟子屈高校なんです、その時代は、弟子屈中学校を卒業して弟子屈高校にしか入れない。でも、お金があつて頭の良い子は釧路の高校に行くみたい。そのまま良いコースにのって行く。弟子屈高校でも勉強すれば何とかなっていた。それが無くなってランク付けされるようになった。それでは、このランク付けは子ども達自身が選択したものなのだろうか。結局このランク付けは大人達が子ども達に向けて、あなた方のために私たちはこういう教育システムを作って、こういうところであなた達に学んでほしい。だからこういうふうにしたんだよという大人社会が子どもに向けた制度の中で生まれてきたんですね。その学校ランクあるいは子どもランクは、子ども自身が選択したものでは絶対はない。それでは何でランク付けされるかという、学校の先生方にもお聞きしたいんですが、結局口の字型はみんなの顔が見えるが、教室型は学校の先生しか見えない。先生が喋っていると横はちょっと見えるけど、背中しか見えない。という中でほとんど一方通行の知識を覚えなさいという形で与えられて、それが試験、テストという結果に表現されている。それがランクの大きな要素になっている。全部ではないと思いますが、大きな要素になっていることは間違いない。僕の娘も今中学校2年生なんです、とにかく何とかするには毎日勉強しなくては行かなくて、ちょっと勉強を怠るとやっばりがくんと成績が下がるとかね。彼女も駄目な時は痛むんですよ。良いときは自分で励ましてやるんだけど、駄目な時は痛む。彼女は何を覚えて何を学んでいるのかといつも思っているんですよ。実は日弁連に子どもの権利委員会というのがありまして、アメリカの小学校の視察に行った中で、子ども達があるテーマを巡って、小学校6年生のクラスで、あるテーマでみんなで言い合って議論をするんですよ。これは良いのか。悪いのか。バンバン議論をして言い合っている。それを見て子どもの権利委員会の女の先生なんです、子ども達に感想を求められたんですね。いやー感動しました。とその先生が言ったんですね。本当にみなさんが自由に意見を戦わせて一つのこと結論を出そうと、相手の言い分をちゃんと聞いてそれについてどう考えるかと、という授業をやっている。それは当たり前じゃないですかと言われたんですね。日本では歴史を教える時に、例えば、5代将軍綱吉の「生類憐れみの令」があるとすると多分、日本の社会科の学習の仕方と言うと、誰が作っていつ作ってそれがどんな内容程度かな。それを覚える。それが日本の歴史教育である訳です。そう考えてみると「生類憐れみの令」というのは、人間は犬、猫など生命体を大事にしなさいという決まり事ですよ。ではなぜ、綱吉という権力者が誰の考えも無視してそんなことを発令できる制度体制が江戸時代にはあったのかということの議論を徹底的にす

るとか。その時の自然との考えで人間はどうあるべきか。この「生類憐れみの令」を徹底的に議論したら、今の政治がどんな動き方をすべきなのか。誰の決まりによって何を決めるべきなのか。あるいは自然との関係で我々は物事をどう考えていけば良いかということも当然学んで行くと思います。我々が本当に教育すべきものを考えなくてはいけない時期にきているという前提で考えると子どもの権利条約を巡って、日本の子どもの現状について国連の子ども権利委員会では、日本の子どもの高い学問のレベルは、教育を重視する政策はこれは良いだろう。だが、日本の子ども達は余りにも高度に競争的な教育制度によりストレスにさらされていて、子どもが発達のゆがみをきたしていることを懸念している。更に学校環境が、就学年齢の間にある子どものいじめ、精神的障害、不登校、登校拒否、中退および自殺の原因になっていることを懸念する。これは政府報告だとか民間報告をまとめた形で権利委員会のほうで日本政府に勧告する内容の一部です。今の子ども達が置かれている状況は別に学校だけの問題ではない。一例だけあげますと、ある建築家が子ども達が自由に話せる空間はどういった空間なのかといった研究をした時に教室の中を円形に作ることで、その構図で子ども達の発言がもの凄く増えてくる。それは我々が丸テーブルで家庭で食事をしたその光景なんです。多分大人の世代の方はわかると思います。それは遊びの世界でも同じなんです。円を作ってお互いに向き合いながら、動いたり遊んだりする。でも最近は例えば子どもが誰々ちゃんと遊んだという時は、ゲームをして遊ぶんですが、要するにお互いには向かい合っていてなくて、テレビに向かい合っていて同じ共通の時間を作る遊びなんです。それは家族がご飯を食べる時に円ではなくて、テレビに向かっているという食事の仕方なんです。

次にDV事件なんですが、一方の配偶者からの暴力事件については、若い人達の間で非常に増えている。人間と人間との交わりの中で、夫婦が一番難しい。その難しい夫婦の中で、自分の思いや感情を言葉に表す手立てを結局暴力という形で表さざるを得ない子ども達がもの凄く増えている。結論を言うと子どもの権利委員会の中で、高校生がこういうことを言っている。私たち日本の子どもは、子どもだからという理由で話し合いの場が用意されず、学校では意見を言うように教えられても、言う場は与えられず、もし意見を言っても聞いてもらえません。また、意見を言わなくても、それなりに生きていける物質的には裕福な社会にいます。逆に意見を言ったために、周りから白い目で見られ、孤立してしまうなど、時には思いもよらぬ不当な扱いを受けてしまう。そうしているうちに多くの子ども達は、意見を言うのを恐れ、また言っても変わらない現状に疲れ、自分の意見を主張するのを辞めてしまいます。つまり、日本は大きな経済成長を遂げ物質的に豊かになった分だけ、精神的には失うものは大きかったと思います。こういった報告を受けて、子どもの権利委員会では、日本政府に対して、教育のシステムのありようを基本的に考え直す時期にきているのではない



かといった提起をしている。唯一、子どもが自分の考えを他者に伝えることができるその力をきちっと身につけていかないといけないのではないか。以上で終わります。

**【委員長】** それでは、質疑に入りたいと思います。

**【三浦委員】** これから盛んに議論なり共通認識に立たねばならないことで、子どもの権利とは何なのか。今日いろいろ暴走族の話がありました。普通権利というひとつのことの利益を主張して、法律で決めることがあります。逆にそういうことをしないことを決めていく。これから子ども条例を作っていくときに、何回も子どもの権利を議論していく。ひとつは暴走族になっている人とは、自分を肯定しているとは思われない。逆に否定だろうと思います。その子どもを見ている先生も、その子どもを肯定するのではなく否定している。その辺に権利というものの子どもの力を自覚して、限りなく自分を高めていくとか。よく福祉の世界では、自己実現と言っています。人間とすれば食べる、寝るといった最低のところから、よく心理学では言いますが、最高の自己実現を目指していくのが、それを目指すのが、子どもの権利の実現かなと思います。子どもの権利とは、普通大人が社会で通俗的な権利と一緒にしがちだが、森越委員はどうお考えか。

**【森越委員】** 私は、ベースにあるのは、今まで大人は子どもをどう見ていたかという、あなたは立派な大人になりなさい。立派な大人になるために、今は我慢して一生懸命勉強しなさい。それが良いことなんです。そういう前提があった。大人社会では今まで子どもに関する条約もありますし、児童憲章もある。その中には、ほとんど最善の利益は何なのかといううたい文句がずっとでてきます。あなた方は学びなさい。守られなさい。こういうふうに育ちなさい。でも、その発想を基本的に考え直さないと、子どもの本当の権利って生まれてこないと思います。子どもは今を生きている。今子どもとして生きている。それは僕だって同じなんです。完成体なんて死ぬまでないと思っている。だけど子どもは今を生きて、自分が育つ。育てられるのではなくて、自分の力で育っていく。守られるのではなくて、自分が守る力を持つ。こういうふうに子どもに目線を当てて、大人が考えていくという前提で発想の展開を図らないと、本当の意味での子どもの権利って何なのかは生まれてこない。実は日本国憲法の中の国民はとか、我々はこの権利には、大人も子どもも入っています。その中に特別に子どもを虐待してはならない規定だったり、労働時間の規定だったり、子どもに関する規定も特別に入っています。子どもが力を持たないから、与えてあげなくてはいけない。守らなければいけない対象として、当然権利としてある訳です。大人の持っている基本的人権の表現の自由だとか思想信条の自由だとか、精神的な自由それから社会的な教育を受ける権利、最低限の生活をする社会的な権利これは子どもも共通して持っています。だけど、子どもが持っていないものもあります。参政権です。これは大人しか持っていないです。なぜかという、まだ子どもは未成熟だからです。でも子ども

は本当は、自分達がどういう状態になることが、最善の利益なのか。そのことを少なくとも発言をしたい。こういうふうにしてほしいと言いたい。それをあなた方が、まだ未成熟だからそれは大人が考えることなんだと構造上なっている。子どもの権利条約がもの凄い世界史的な要素を持っていると思うのは、今まで子どもは対象でしかなかった。だけど大人と一緒に生きている存在として今生きている子ども達なんだと。今生きている子ども達が、自分がどうありたいのか。どういうところで何を学びたいかということをおっしゃってあげよう。その子ども達の意見をちゃんと聞いてあげようという大人の発想がかわらない限り、子どもは苦しみ続けるのではないかと、僕は、そこが子どもの権利委員会が日本の子ども達の現状を見て報告した。考え直しませんか。ということだと思います。

【武田委員】 今子どもの権利でお話しがあったんですが、私も子ども達と一緒に関わって、自分の子どもとも関わりながら、子どもの権利っていったい何だろうと考えたことがあります。私も親として子どもに関わる者として、本当に子ども達が幸せになるように考えているんですが、でもやっぱり大人の意見で、こうすれば失敗しないで、将来仕事を持ってできるのではないかと子ども達がかわいいからこそ言ってきたりやってきました。でも子どもの権利を学んで、それはやっぱり違うんだということがわかったんです。それはなぜかという、子どもの気持ちは自分が生きてきて、自分の幸せは自分が作っていくものだ。それは、みなさんそうだと思いますが、それを大人がどう支えていくのか。保障していくことが一番だと思います。子どもが大人から見てこれが幸せなんだと決めつけるのではなく、今あなたが何をしたいのか。今あなたはどうしたいのかを大人とのコミュニケーションの中で一緒に考えたり、支えたりしながら子どもが成長していくことを支えていくことが、子どもの権利だと思います。難しいことではなくて、子ども達の意見をきちんと聞き入れること。意見表明権と書いてあるんですが、大人がきちんと支える。うまく言えない子ども達もいると思いますが、札幌市の権利条例に書かれていますが、仕草や表情の中で、子ども達が何を思っているのか、そういうことを大人がきちんと受けとめていくことが凄く大事だと思います。その大人とのやり取りの中で、子どもは安心感を得て自分をもっと成長させていく力を持って行くことだと思います。今の社会の中で、子どもの意見を聞く場がなかなかなくて、家庭でもそうですし、忙しいので一方的に「こうなさい」「ああなさい」と言ってしまうたり、私もそういうふうにしたことがあります。でも、やっぱりきちんと時間をかけて子どもの意見を聞いて、できないことはありますから、コミュニケーションの中で大切にしながら考えていく。家庭でできること。国としてすべての子ども達が幸せになる保障をしていくのが子どもの権利だと思います。子どもの権利というと凄く難しいと聞こえますが、そうではなく、すべての子ども達が今を幸せに生きていくことを大人のみんな行政のみんなが保障していく。そこになるのではないかと

うことを感じました。

**【森越委員】** 一つだけ加えさせてもらってもいいですか。暴走族のお話をしました。ある意味で表現が悪いですが、一般的には落ちた子、彼は回復してきました。もの凄く力のある子でしたので。でも一端は落ちた子なんです。落ちなかった子はこれは良かったのかという問題が実際にあるんです。日常的に道路工事をやっている乱暴なおっちゃん達が、DVをやっているかというのほとんどないことで、本当に高学歴で優秀と思われる人達が結構やっているんです。例えばオーストラリアに新婚旅行に行きました。奥さんが旅行から途中で帰ってきた。旦那は追っかけて帰ってきた。わかんないんですよ。奥さんがなぜ怒って帰ってきたのかがわからない、人のその都度その都度ごとの表情をなかなか読めない。それから子ども達を預かっているある国家公務員機関の署長さんとお会いしました。最近の子ども達どうですか。昔はもの凄く子ども達は我々に反発した。だけど、反発する力が強かったから、回復する力も早かったもの凄く。今の子ども達みんなおとなしいそうです。非行をやっても本当にこの子がやるのというくらいおとなしい。だから怒るにも怒れない。駄目だという一般論を伝えることはできるが、ほとんど反応がない。だけどまた同じようなことを繰り返す。ということが多くなりましたということを書いてました。また職員も子どもの所に行って、「お前そんなんでいいのか」とバンバンぶつかっていたそうですが、今の若い職員はしないそうです。とにかくパソコンの前に座って立派な書類は作るが、子どもと直接向き合ってギャーギャーやり合うことが本当に苦手だと。お医者さんも同じです。医療過誤事件が増えている。昔は技術でミスをしていたが、そうじゃないんです。要するにちゃんと患者に説明ができない。インフォームドコンセントといって、本当は患者に医者として、今こういう状態で、医療行為をすることでこういうふうになりますよとちゃんと説明して、自分の医療行為がどういう位置を占めているのかわかりやすく教えればいいんですが、若いお医者さんは、何回も教わっているはずなんですが、患者さんに向かってきちとした説明ができない。誤解がうまれる。誤解がうまるとちょっとしたことで患者さんが怒る。それで私の所に来て、何でこんなに怒ると不思議な事件といえない事件が増えている。まとめていうと落ちこぼれではなくて、きちんと育ってきているとみなさんが了解しているはずの子ども達若い人達にも言われていることです。それはベースに先ほど言ったことがあるのではないかと思います。

**【委員長】** ありがとうございます。最後に私の番です。

私は、教員38年やりました。その中で巡り会った子どもは1,000人ではきかない、今までずっと子ども達と触れ合ってきました。40年前の社会と退職する時の社会の激変ぶりと、学校の中で教師というものが、どういふ社会の現象に学校が対応しきれないで凄まじい時代だと思っています。このへんは文部科学省でもかなり良い分析をしていて、教育基本法は賛否

両論ありましたが、社会の変化については押さえています。簡単にまとめますと、社会では科学技術の進歩は凄まじかったです。パソコン等により、情報化社会が加速度的に進んでいます。私はパソコンが大好きで、20年以上前に渡島の情報研というものを何人かで立ち上げまして、10年前に会長になった時にやったことは、逆にパソコンを使わせない方法はどうかという情報モラルについて研究せざるを得なかった。それから多いときには年間30件位、小中学校や地方の町会、PTA関係、高校に行つて、その危険性について講義を行っています。今年も、7件位行つて12月にも3件行きます。この10年間を見ても、子どもが置かれた情報化社会の中の被害というのは深刻さを増しています。それからグローバル化、国際化が進みました。一方日本の少子高齢化によって核家族化が進み、価値観が多様化します。昔私が子どもだった時や教員だった時も巨人、大鵬、玉子焼きの時代で、プロレスラーも最初はやられててやられてて、外国人選手は反則をするが、日本人選手は反則をしない。最後に力道山やジャイアント馬場が反撃をして勝つと熱狂した訳です。今そんなので熱狂するような子どもや大人は一人もいないのではないかと思います。反則を犯して勝つ、そこに魅力を感じるようなそこまで変わってきています。その中で社会全体での規範意識は確かに下がったと、学校にいてつくづく感じました。これだけ変わった社会を家庭は背負ってしまいましたので、家庭のお母さん方は、産まれた時は育児不安、小学校での不安があり、あまりの変わりように自信がないです。なぜかという自分自身が育った時の社会と違った社会で子どもを育てているからなんです。しかも、少子高齢化、核家族化になったことにより、お母さん方が子育てを手伝ったこととか無い方がたくさんいらっしゃいますし、おばあちゃんやおじいちゃんが暮らしていて教えてくれる環境は本当に少ないです。不安を抱えながら、育てていきますから、当然家庭の教育力は低下せざるを得ない。一方地域社会も少子高齢化により隣近所の連帯感は、私の町会の中道町会ですが、変わりました。それによって地域社会が持っていた教育力も低下せざるを得ない。対応しきれないです。これだけ社会が激変している訳ですから、地域の安全・安心も確保できなくなりました。この中で学校はどうなっているのか。学校も対応しきれなかったです。そのような中で校内暴力も起きましたし、昭和56年に私がいた中学校は、学校とはいえなかった。いじめや不登校も今でも深刻な問題になっていますし、質の高い教員の確保というのは、教育基本法にもでています。質の高い教員の確保が難しい位、社会が変化していきました。家庭の問題は、当然家庭だけでやんなさいといきませんでしたので、双方向に特に学校の方にやってくれやってくれと地域社会からもそういう要請がありました。学校は基本的にこういったことを受けていかなければならない仕組みになっていますので、私が教員になった頃と退職の頃、学校の中の仕事は多様化の一途です。朝7時30分に学校に行つて夜の9時、10時に学校を帰る先生がほとんどです。その中でやってるこ

とは全部多様化なんです。しかも昔はやったことは認められたり、確定しました。しかし今は、やったことが果たして良かったのかどうか不確定です。だから学校の先生の仕事の特徴は多様化と不確定の2つの問題ができています。こんな中で子ども達が育ってきたのを見てきました、当然子ども達は基本的な生活習慣が乱れます。生活習慣が乱れますと生きる意欲が低下しますし、社会性も低下します。そこで学力も低下し、体力も低下し結局規範意識も欠如したと思っています。この原因が、どこがと言うことではなく、日本社会が世界的な激しい科学技術の進歩とか経済状況が激変している中で、家庭も学校も地域社会も社会全体もついて行けなく、アップアップしている。そのしわ寄せが全部子ども達に来ているということになっている。今までの教員の経験で、子どもが一番喜ぶ時ははっきりしています。それはできた時です。学校では先生がいろいろ教えますが、できたのは自分です。自分でできた時の喜びようは凄いです。だから子どもの幸せは、自分の成長を実感した時に大変嬉しい訳です。その成長も自分一人で成長したのではなく、友達と一緒にできたとか、家庭の中でみんなでできたとか。その自分の成長を家庭では親、兄弟も喜んでくれる。学校の先生も喜んでくれる。これは昔あった姿だと思います。これに拍車をかけているのが携帯電話です。個人的には携帯電話が憎くてしょうがない。10月28日の北海道新聞のコピーがありますが、今携帯の怖さについて言うと、この4つです。まず、携帯の電磁波についていかに怖いか。21世紀の公害と言われている電磁波を10年、15年浴びていったらどうなるかはずっと昔から言われています。それから携帯というのは依存性を持っています。携帯なしにはいれない。それから携帯から多くの事件に巻き込まれてしまいます。今の子ども達は掲示板やメールを使いながら、文字で会話をします。しかし果たして文字というのは、瞬時の会話に適したものかどうかなんです。まず電磁波については、はっきりしてまして、10歳の子どもの頭を電磁波がつかぬきます。携帯の電磁波は、電子レンジの水を振動させる近辺の電磁波しか残っていなかったのでもそを使っています。これは脳の中の水分の温度を高くします。15年以上で1日5時間使って脳腫瘍になった人が労災の裁判をしました。これは、WHOもこの因果関係を認めているのですが、裁判では結果は出ていませんでしたが、この度イタリアで脳腫瘍になった人が労災認定を受けました。これは画期的だと思いますし、今の子どもたちが、5年後、10年後脳腫瘍ができた時にどうなるのだろうか。それぐらい使っています。次に携帯依存度チェックというものを講演にいったら生徒にやらせるんですが、この携帯依存度チェックは10個も20個もついたら携帯依存ではなくて、2、3個ついたら携帯依存ですというチェックリストです。実際に携帯依存になっている子どもがいかに多いか感じられます。携帯依存の子が起こした事件は、あの秋葉原の事件です。最後の最後までネットに流していました。今でもネットを見ると、今から突入しますまで画面に残っています。次に交通事故に

ついても、踏切待ちでずっと携帯電話をしていて、電車にはねられた事件だとか、兄ちゃんと姉ちゃんと留守番をしていて、火事になり、弟が携帯電話を忘れたと取りに行き、亡くなった。もう一つはいじめです。このネットによるいじめは強烈ですから、いつまでも文字は消えません。言葉によってできた傷は治らないという人もいます。殴られた傷は癒えるかもしれないですが、心の傷しかもこれは残っている訳ですから、消しても消えないものがあります。それくらい陰湿なものがあります。インターネットに絡むものや振込詐欺などいろいろあります。今小中学生でアメーバピグで友達のパスワードを使って不正アクセスをして補導されているのが全国的に起きている。

次に野口英世のお母さんが書いた手紙です。書いた人のことなどを説明しないで、手紙を見せると、まったく違った見方をするとということが、前後のアンケートでもわかっています。そのようなことから言葉というものを教えるようにしています。また、文字というものはイメージを持っていて、しかもそのイメージが一人ひとり違うことを強く感じます。この会議でも、これからいろいろな言葉が出てくると思います。例えば、学校、先生、一生懸命に取り組む、いじめ、不登校とか、ところがそれは、それぞれの方がそれぞれのイメージを持っているのを強く感じる場所です。ですので、これからそういう言葉のイメージをすりあわせることが、これから議論する上で必要なことではないかと思えますし、これを合わせるためにも、例えば、私は学校をみんなで見ると必要もあると思えます。私個人としましては、子ども条例の中に、福井県にあった携帯電話に関することを入れてもらえればと思えます。ありがとうございました。

**【加藤委員】** 携帯電話が憎いと言いましたが、珍しくこういう人がいると嬉しく思いました。僕はIT企業の社長をしています。子どもには絶対携帯電話を持たせない決意をしています。非常に危険であるし、教育委員会の今の基準では携帯電話を止めることはできない。携帯電話とどうつき合うかが教育現場の考え方なのかと思えますが、僕はそれでは駄目なんだ、止めないと駄目なんだ思っていたので、今のお話を聞いて改めて思いました。僕の会社の話なんです。田舎出身が凄く優秀だというデータがありまして、近隣町村の出身者の履歴書がくるだけで期待するかといった話をするところがあるんです。どうしてなのか理由を理解していなかったんですが、先日PTAの会議で携帯電話についての分科会で、ある漁業の町でうちの学校では携帯電話を持っている子は一人もいないと発言されたお父さんがいらっしやりました。もしかすると携帯電話が無いということでコミュニケーション能力が高まったりすることはないかと考えていたので、どっかの町で条例で禁止している所もあるみたいなので、個人的にはたばこやお酒が駄目なのと同じように、18歳未満の子どもが携帯電話を持つと犯罪に巻き込まれる可能性があるとか、その辺が必要かなと思えます。そもそも携帯を持つのに18歳未満の子どもが持つ場合、親のサイン

が必要ですので、危険なものだと常日頃思っていましたので、このことは大事だと思います。

【委員長】 他になりかありますか。

【三浦委員】 家庭と学校、地域社会がこういう状態になりました。これは、何が原因でどうすればよいのかという意見があったらお願いします。私は、家庭と学校、地域社会が一体になってひとつの目標に向かって手を取りあってやるのが救いになると思いますが、どうですか。

【委員長】 函館市などもアプローチという具体的な施策の中には細かく書いてありまして、教育基本法も変わりましたが、大きく変わったのは幼稚園教育だと思います。これまで幼稚園教育等には記述はなかったんですが、幼稚園の中の記述ががちりちり入っています。その中で学校と連携したり、家庭と連携して育児不安解消のためのネットワークのコミュニティセンターの役割を果たしてほしいとかというのがあります。実際函館短期大学にもつどいの広場がありまして、お母さんが毎日多いときで20人位ですか。子どもさん連れできていろいろ話し合っています。私もときどきいきますが、多くのお母さん方が不安を抱えています。でも、そういうところに来て安心するのか、まだ歩かないとか、はいはいしないとか、不安を語って行くんですが、大丈夫というと凄く笑顔で帰っていきます。そのようなところもありますし、各教育委員会、文科省からおりてきて道教委、8町村教育委員会の教育行政執行方針だとかで推進計画の中に具体的に入ってきますので改善はされていると思いますが、先ほど野村委員からありましたが、根本的に解決したかというはまだ途上であると思っています。

【野村委員】 本来家庭で対応すべきこと、地域でやっていっていいことが、私は全て学校に全部押しつけられている。学校が抱えこまされすぎている。そこが学校現場で先生方も子ども達もいろいろ苦しんでいる、ひとつの要因であると思います。学校でどう評価されているかということが、親が子に対する評価と学校の評価とイコールになってしまう。例えば、学校では成績が悪くても地域の中でこんな役割を果たしてこんな良い所があるよとか。全て学校に子どもの育ちみたいなのが押しつけられている。そこを通してでしか子どもを見れない。学校が過重に抱えこまされている課題を、どう家庭や地域なり関係者が分け合っていくか。ここが子どもを取り巻く社会を変えていく方向性として求められていると感じます。

【委員長】 これを持ちまして、今日の3人の意見は終わらせていただきます。貴重なご意見有り難うございました。

【野村委員】 せっかく3名の方から貴重な問題提起がされましたので、みなさんから一言ずつ感想をいただければ、お互いの相互認識として勉強になるのではないかと思いますので、お願いします。

【委員長】 委員の皆様よろしいでしょうか。

【阿部委員】 自分自身の中で整理しきれていない部分がありまして、先ほどからでている言葉に対するイメージ、権利という言葉や子ども像、昔の社会と今の

社会の違いは、育った年代によってあるのではないかと思います。これを一つ一つ整理していくことは、非常に難しいところがあるのではないかと思います。整理しきれないで、喋るには怖いなという思いはしますが、喋りながら自分の考えをまとめる方法もあると思いながら、次回に活かしていきたいと思います。

【野村委員】 長谷委員のいじめのお話、大変感じるところがありました。また、情報提供で一つ漏れたところがありましたのでご紹介します。11月10日、11日の道新と函館新聞の記事です。小学校低学年のいじめというのは、意外に見過ごされている。悪ふざけといじめとどう違うのかといういじめの見方の違いですが、石川県加賀市の小学生の女の子が同級生からいじめを受けて、心的外傷後ストレス障害PTSDを発症した。女の子の保護者が損害賠償を求め、それが認められた。これは小学校1年生の女の子に対し、2学期から同級生が、階段で押して尻もちをつかせたり、「きもい」などと言っていた。女の子は学校に行けなくなり、小学校2年生でPTSDを発症した。それが裁判になって医師の診断を裁判所が認めた記事です。ですから、いじめというのは、周りが見てどうということではなく、受けた子ども自身の影響をどこまで汲み取って、受け止めていくことが大事だと思います。

【小原委員】 いじめの問題が大きいと思います。私も権利という言葉のイメージも曖昧で、条例がどこまで効果を発揮するかが、あまり掴めてないので、いじめのとらえ方は人それぞれであっても、でも無くさなくてはならないという答えは一つだと思います。条例に設けるということも、今後話し合われると思いますが、やはり具体的にこれはしてはいけないとか、難しい言葉ではなくて、スーと頭に入ってくるような言葉で、子どもも自分が守られていることをわからないといけないと思いますので、やさしい言葉のパンフレットにするとかもっと周知できるようにするべきだと思います。

【小松委員】 3人の委員の提言がございまして、私なりに感じたことはありましたが、ただ一つだけ、人によって学校のとらえ方が違うかなというように感じましたので、もしよろしければ、私の学校でも、小学校どこでもみなさんと参観に行こうということであれば、どこでも開いてくれますので、学校教育の今日の学校をぜひ視察していただきたいと思います。

【青田委員】 まだ今日の段階でこの子ども条例がどこに向かっていくのかよく掴みきれてないです。いじめや虐待の話、権利の話、健全育成の話、今日は御三方それぞれの立場でお話しされていますが、その対象が子ども全体に向かっているの条例にしていく話なのか、問題を抱えている少数の話なのか、まだ自分の中にまだピント落ちてません。その辺を皆さんと共有していかなければならない所なのかと感じました。個人的には、子どもを守る子どもの権利とはどういうことなんですかということを聴きたかったのですが、時間もなかったんで、今度ぜひ確認をしたいと思います。この場でもそうですし、子どもたちもそうだと思うのですが、自分の中で正しいということ



を主張しますが、それに対して意見を他者に言うことは難しい。潜在的にこの人は、好きな人嫌いな人と判断して、好きな人の感覚の人には「そうだそうだ」となるし、駄目と思っている人には、どう批判するかを喋ってしまう。大人でもそうですから、子どもは、心の感情のコントロールをしないまま、意見表明をしてしまうのではないかというところが大変難しいことだなと思います。

**【横山委員】** 前回、藤井委員長からそれぞれの委員の子ども感をみんなで共有しようと言っていただきました。私もここで学ばせていただいていると思っています。今日3人の委員の方のお話も、ひとつずつ自分の中に入れてきて、それぞれお聞きしながら考えてました。子どもの目線であるとか、子どもが自ら生きていく権利を持っている力を、子どもであっても自分の思いを表明することは大事だと思います。子ども条例については、まだまだ私の中で醸成されていない、まだまだ権利のイメージが自分の中でもフuzzyだなと思います。また、携帯電話のことをお話しされていましたが、私も子どもが2人いまして上の子どもの時は、高校のクラスで携帯を持っていないのが娘一人の状況でした。かわいそうでしたが、私は携帯の電磁波のことが気になっていましたので、上の子とは話し合いましたが、下の子は自宅から遠い高校ということもあって、入学の時に持たせることにしました。携帯のことは、若いお母さん達には、危ないよとは伝えていきます。

**【亀井委員】** 子ども条例の制定に向けて微力ですが、頑張っって参りたいと思います。

**【武田委員】** 3人の委員のお話はどれも深刻なお話でした。特にいじめの問題では、いじめられる側の深刻さといじめる側にも凄いストレスがあったり、不安を抱えたり何かで表現していく、それがいじめという形になったのかなと、それまでに周りの大人達がなにかできなかったのかなと凄く考えるのですが、子ども達が認められてありのままでもいいんだよと安心して暮らせたらいじめはないはずだと思います。子ども達はかわいいし元気だし、自分の力でがんばっている子ども達がいっぱいいると思いますが、こうなる前に何とか手助けできなかったのかなと、そこにも心を痛めます。そこでいろいろ相談に取り組んでいる東富岡町会がありましたが、子ども条例の中にもきちんとした救済機関だとか、みんなが利用できるようなシステムづくりも大事だと思います。いろいろ盛り込んだ条例で函館市民も子ども達もこの条例を見ると凄く子どもって大切にされているんだ。元気ができるような函館に住んでいて良かったと思えるような大人も子どももそれを羅針盤としていけるような総合的な条例であって、いろんな施策ができるような条例を勉強しながら取り組んでいけたらと考えました。

**【数又委員】** 民生児童連合会での家庭児童部会では、今子ども達に何が起こっているかに着眼して、毎年研修を深めています。昔は中央署の職員に非行の話をさせていただいていましたが、今日の携帯の話も現場の先生が話をしてくださったり、今年は発達障がいについて教育大の五十嵐先生に講義していただいで勉強してきました。私達も勉強しあうとその後は「そうだそうだ」

と携帯はいらないとなりますが、毎年毎年子ども達が入学してきますので、新たな気持ちで接しなければならないなと感じました。いじめフォーラムですが、平成9年度から続いています大切な取り組みで、ここまで継続しているのは大変意義のあることだと思います。学校ではいじめにしろいたずらにしろ年何回かアンケートをとって、個人面談も行っています。いじめとしてのデータとして文科省に上げる数字なのか、これは大丈夫だと取り下げるであるとか各学校取り組んでいますので、どちらにしても、社会というものの前に子どもは置かれていていると感じました。私は、立場的には虐待やいじめは、条例に盛り込んでほしいと思います。権利については、沢山勉強して行きたいと思います。子ども達にどこまでの権利を認めているのか。長い間学校にいましたので、あまり何でも認めると地域も学校も訳がわからなくなってしまう気がしますので、これから勉強をさせていただきたいと思いました。

**【森越委員】** 先ほどは子どもの権利ということを話しましたが、本来は、大人も子どもも持っている権利を持っていて、人権といいます。そこは共通の理解をしていかなければならないと思います。最近幸福度調査や自己肯定感調査がありますが、世界的レベルでユニセフがやっておりますが、統計は難しいものがありますが、かならずしも日本の子ども達は上位にいない。むしろ下位にいます。藤井委員長が黒板に書かれたものは剥がさないでほしいと思います。この分析は良いと思いますので、できれば書面化して次回みなさんへお配りしてほしい。今後加えていくものもあったりすると思うし、何が条例の中で守備範囲になっていくか、なっていないかの整理に繋がっていくと思います。子どもを取り巻く状況は、学校は一つの場面であって、本当は複合的な問題を抱えている訳ですから、これからの議論の基本になると思います。

**【水戸委員】** 今日話を聞いてまず思ったことは、意見を話すことはもちろんですが、受け取る側の対応が凄く大事だと感じました。まず会話することから、解決すると感じました。話したり意見を言うことで、モラルについての価値観も意欲も分かち合える気がします。なくなることはないですが、いじめや差別に繋がることは減ると思います。今の社会は喋らなくても携帯やネットワークで書き込むことで少しは成り立ってしまい、あまり喋らない方がメリットに繋がると考えている高校生がいると思っています。こういった社会はいずれ壊れると思いますので、喋らなければ成り立たないような仕組みや、喋るためのトレーニングの仕組みを大人達が作らなければならないと思います。意見を受けとめる側のトレーニングも必要だと思います。最近だと、メディアで言われているイエスバット論法で、そうだねと受けとめてから、私はこういうふうと思うといった進め方の教育も必要だと思います。

**【長谷委員】** 貴重な発言をさせていただきましてありがとうございます。皆様方にも大変理解していただきまして感謝申し上げます。子どもの権利、子どもを

取り巻く社会の変化と携帯ということで、大変勉強になりました。

【小林幹二委員】 さきほどいじめの集会のことをお話しさせていただきました。最後の言葉であなた方が小学校時代、中学校時代この函館で楽しく過ごせたということを大人になって胸を張って言えるような生活づくりをみなさんの力で積み上げて行って下さいとその集会の最後に言いました。これがこの委員会の中で求めていくものだと感じています。つまり、子ども達は大人達とのより良い関係の中で安心して過ごしていく。安心して過ごしていくことは、豊かな子ども時代を過ごす。そのために子どもの育ちを社会全体で支えていく大人が何をしなければいけないかが課題だと思います。いろんなイメージで言っていますので非常に幅広くてわからなくなってしまうこともあります。そこは、お互いに言い合うことで穴埋めしていくしかないと思います。子どもの権利は本当に有るのか無いのか。権利と人権はどこが違ってどこが同じなのか。そういう所まで相当詰めていく必要があると思います。大人に課せられた子どもの育ちを社会全体で支えていくことを時間をかけて話し合うことが大切だと思います。

【小林雄司委員】 高校の立場から言います。よく中学校の先生にお願いすることは、学力どうこうではなくて、素直な心で素直に話せるお子さんを送って下さいと言っています。10年ぐらい前に週5日制の導入時に同じようにこういうふうに集まって話しました。今非難の的となっているゆとり教育ですが、実は今話されたことがそのままなんです。週5日制にして土日を家庭に返しますから、家庭でしっかり見て下さい。地域がもっと土日を使ってやってください。その時の議論と同じ事を今議論をしている。家庭や地域社会を含めて、全体で見るということは、実はゆとり教育の原点な訳です。その時の議論の中身は、家庭で面倒見るといっても、土日でも仕事はあるんですよ。やっぱり学校で面倒見て下さいよと、そういった話しになったんです。やはり社会全体で見ると大きくなるので、家庭は家庭で面倒見られるようなイクメンというものがあるようですが、子育てをサポートできるようなシステムにしなければならないだろうし、実はいろんな問題を抱えていると思いました。10年前の議論がまだされているというように感じましたので、かなり難しい問題かなと思いました。

【加藤委員】 長谷委員の話聞いて5年前の事件を思い出していました。僕は昭和町に住んでいまして、こっちの公園で暴行を受けて、あっちの公園に行って死に至ってしまった。僕自身は非常に責任を感じたのを思い出しました。近くに住む大人として、この事件に無責任にはいられないと思いました。そこから東富岡町会が町会として決意の日を設けてきたことを改めて知って、函館市として決意の日となるようにと思いました。こういう事件が起こらないように命を失うということは最悪の事態ですので、絶対に起こらないようにするためにも、ここでの議論が生きていければと思います。藤井委員長のホワイトボードに貼られたのは、非常になるほどなどと思いました。科学技術の進歩が人類を不幸にしている。科学技術が進歩することで、

本当はみんな幸せになりそうだが、実際には、人々が働くところがコンピューターになって、便利になりながら不幸になっていく。子どもの命や幸せよりも金儲けが優先される。例えば、小学校、中学校でパソコンを使わせるのは反対なんです。でもパソコンは売れる訳です。金儲けのために子ども達が食べ物にされる。振込詐欺も大学生も結構引かかっています。金儲けが優先される社会を何とかしたいと思いました。

**【三浦委員】** 函館の子どもがどういった実態にあるのかということをとくさん掘り下げて認識をさせていただいて、それを頭にいれながら条例を考えていきたい。森越委員の子どもの権利については、なるほどと理解できました。長谷委員の東富岡町会のいじめについては、昔の子どもといじめの行動についても時代とともに変わってきている。昔もいじめがあったがスタイルが違う。その辺の実態をできるだけたくさん聞いて、条例におとすおとさないは別として、おとすとして表現をどうするかということもあるので、今後大いに議論していけば良いと思います。函館市の子どもの実態から21世紀の間にどういう街にしたら良いか。子どもを真ん中に置いて、どう相対していくか。その辺をよく議論を重ねて条例作成に繋がっていけばと思います。

**【副委員長】** みなさんのご意見いろいろあっておもしろいなと思いました。私は学者ですので、実践家や運動家ではないので、特定のもの凄いい意見があって、この方向に進まなければいけないというようなそういうタイプではありませんので、みなさんの意見を聞いてどういう流れでこういう位置付けになるんですよ。ということを微力ながらやれたらいいと思います。子どもの権利と言うと世界的には、3つの考え方がありまして、ひとつはプロテクション（保護する）、ひとつはプロビジョン（供給する）、3つ目はアーチベーション（参加する）こういう基本的な流れできている。権利という用語で語ってもいいですし、語らなくても良い。特に前者2つに関しては、権利でやるべき問題ではなくて、子どもに対する愛情の用語で語るかもしれないし、大人の義務として語るかもしれないので、そのときの主張するものの価値観で違ってきます。子どもの権利条約等々の所から、出てきた議論とは、主として3つ目の子どもを大人扱いする。そういう発想が今強くなっています。みなさん大人ですから、本当はもっとぶつかると思っていますが、大きい流れでは、子どもの権利を否定する動きはかなり強いです。端的に言うと子どもは悪人である。特に悪い子どもは本当に悪くて、厳罰に処すべきであるというもうひとつの流れも、山口母子殺人事件以降被害者支援という用語で語りながら、子どもに対する目線が厳しいということもやはりひとつは押さえておかないといけない。国民の多くは子どもだからエンジェルと捉えるか、デビルと捉えるか。善人であり子どもは素晴らしくて、本当に天使で守られるべきもので美しいストーリーで語る大きい流れと、駄目だという流れ。光と闇みたいなどの議論をしていかないとリアリティが無くなってしまう可能性があるということも思い

ますし、世の中ではそういう非常に厳しい目線もあるということが学術的には言われているということも理解していただきたいと思います。

**【委員長】** 今日の話し合いの中で、共有できたものはたくさんあったと思いますし、別な視点もあったと思います。次回は、野村委員，小林幹二委員，三浦委員になりましたので，宜しく願い致します。

## 5 閉会

**【委員長】** 以上を持ちまして第4回（仮称）函館市子ども条例制定検討委員会を終了致します。